

特定非営利活動法人カシオペア権利擁護支援センター審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 特定非営利活動法人カシオペア権利擁護支援センター審査委員会（以下、「審査委員会」という）は、法人後見等に関わる事業を適正に行うために設置する。

(設置)

第2条 審査委員会は、特定非営利活動法人カシオペア権利擁護支援センターが設置する。

(所掌)

第3条 審査委員会では、次に掲げる内容を行う。

- (1) 法人後見受任の審議及び助言
- (2) 法人後見活動の評価及び助言
- (3) その他、法人後見等の運営に関わること

(組織)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、別表に掲げる職にある者の中から5名以内で組織する。

(委員長及び副委員長)

第5条 審査委員会には、委員長及び副委員長をそれぞれ1名ずつ置く。

- 2 委員長、副委員長は、委員の互選とし、任期は2年とする。
- 3 委員長は、委員会を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、また欠けたときは、その職務を代行する。

(招集)

第6条 審査委員会は委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、説明または意見を聞くことができる。
- 3 委員会は、委員長及び委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(事務局)

第7条 審査委員会の事務局は、特定非営利活動法人カシオペア権利擁護支援センターに置く。

(守秘義務)

第8条 委員又は委員であった者及び審査委員会は、審査委員会で知り得た情報等を、他人に漏らしまたは利用してはならない。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成26年1月20日から施行する。

別表

司法関係者	福祉関係者	医療関係者	行政関係者	その他
-------	-------	-------	-------	-----